

環太平洋経済連携（ＴＰＰ）協定交渉の大筋合意後の 対応に対する意見書

平成 27 年 10 月 5 日、参加 12 カ国による環太平洋経済連携（ＴＰＰ）協定交渉が大筋で合意に達した。

ＴＰＰ協定交渉については、本県の基幹産業である農林水産業に重大な影響を及ぼすことが懸念され、農家や県民の不安が強いことから、本県議会においては、再三、衆参両院の農林水産委員会の決議を遵守するよう強く政府に求めてきたところである。

今般の合意内容においては、農林水産物の重要 5 項目への特別輸入枠の設定や、段階的な関税削減・撤廃など、衆参農林水産委員会における国会決議からの逸脱が懸念される合意内容となっており、農家・関係団体等を初め広く県民から、ＴＰＰ協定の合意が、農林水産業はもとより、関連産業へ甚大な影響を及ぼすのではないかとの不安と懸念の声が高まっている。

国におかれては、平成 27 年 11 月 25 日に「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を決定し、今後の対応方向を示してはいるが、ＴＰＰ協定の地方経済・社会に与える多大な影響と地方の悲痛な声を十分に踏まえ、特に次の事項につき、誠実に対応するよう強く要望する。

- 1 合意内容の詳細について、政府の責任として、十分な情報提供と説明を行うとともに、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要 5 項目の確保を最優先とした衆参両院の農林水産委員会の決議の遵守など、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において審議を十分に尽くすこと。
- 2 生産現場の不安を払拭するため、ＴＰＰ対策の内容を丁寧に説明するとともに、内容に基づく中長期的な対応方針を速やかに策定し、持続可能な農業の将来へとつなぐ息の長い政策を具体化していくこと。
- 3 政策の具体化に当たっては、小規模な家族経営農家が日本の農業を支えていることを踏まえ、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を可能とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 三 石 文 隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

様